



指摘事項に対する改善措置状況を 公表しました

以下のとおり、指摘事項に対する改善措置状況を公表しました。

1 内容

指摘事項に対する改善措置状況について

- ①令和8年1月・2月実施定期監査及び行政監査分(財政局財務部財産活用マネジメント推進課)
- ②令和8年1月・2月実施定期監査及び行政監査分(環境局環境施設部環境施設課)
- ③令和8年1月・2月実施公の施設の指定管理者監査分(出石地区コミュニティ協議会)
- ④令和8年1月・2月実施財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の随時監査分(市民協働局市民協働部市民協働企画総務課)

【問い合わせ先】

岡山市 監査事務局 吉川・多田 直通086-803-1552 内線4564・4565

岡山市監査委員公表第15号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年7月2日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡財活第185号
令和8年6月23日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和8年1,2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和8年1，2月実施分）

財産活用マネジメント推進課

指摘事項

令和7年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、貸地料において547,625円（収納率0%）認められました。適切な債権管理に努め、効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消に格段の努力をしてください。なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないよう要望します。

改善措置状況

当該貸地料（滞納繰越分）の滞納者（亡）の法定相続人の調査を進め、相続人全員が相続放棄をしていることを確認したところであり、また、同時に調査を行っている建物所有者の相続人については、残る相続人があと1名となり、当該相続人の相続放棄に関する調査に時間を要しております。

その結果を踏まえ、相続財産精算人の選任等について弁護士と協議し、今後も引き続き収入未済額の解消に努めます。

岡山市監査委員公表第17号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年7月2日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡市協総第391号

令和8年6月12日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

公の施設の指定管理者監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和8年1、2月実施の公の施設の指定管理者監査における指摘事項について、別紙のとおり指定管理者が措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

公の施設の指定管理者監査の指摘事項の改善措置状況（令和8年1，2月実施分）

出石地区コミュニティ協議会

指摘事項

○ 利用料金について

共助金と称する加算及び冷暖房期の加算を含めた利用料金について、岡山市コミュニティハウス条例第4条第2項に規定された料金を超えた額となっており、指定管理者はこれを収受していることが認められました。

市民協働企画総務課とともに、速やかに適切な措置を講じてください。

また、地区内と地区外の住民とで異なる利用料金が設定されており、これは、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いを禁じた地方自治法第244条第3項に抵触するおそれがあることから、市民協働企画総務課とともに、広く住民間の公平性が確保されるよう適切な対応をしてください。

改善措置状況

岡山市コミュニティハウス条例に規定された料金の範囲内とするため、共助金及び冷暖房期の加算を廃止し、地区内外の住民共に一律の料金とする利用料金承認申請書を、令和8年4月1日付で岡山市長に提出し、同日付で承認を受けました。

同日以降、承認後の料金表に基づき、同条例に規定する範囲内の適正な利用料金を収受しております。

岡山市監査委員公表第18号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年7月2日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡市協総第391号

令和8年6月12日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

随時監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和8年1、2月実施の随時監査（公の施設の指定管理者監査に伴う所管課監査）における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

随時監査の指摘事項の改善措置状況（令和8年1，2月実施分）

市民協働企画総務課

指摘事項

○ 利用料金について

共助金と称する加算及び冷暖房期の加算を含めた利用料金について、岡山市コミュニティハウス条例第4条第2項に規定された料金を超えた額となっており、指定管理者はこれを収受していることが認められました。

速やかに指定管理者に適切な措置を講じさせてください。

また、地区内と地区外の住民とで異なる利用料金が設定されており、これは、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いを禁じた地方自治法第244条第3項に抵触するおそれがあることから、本条文と照らして、適切な対応をさせてください。

改善措置状況

岡山市出石コミュニティハウスの指定管理者に対して、利用料金を岡山市コミュニティハウス条例の範囲内で収受すること及び地区内外の住民で公平な利用料金の設定を行うように指導を行いました。

令和8年4月1日付で指定管理者から、共助金及び冷暖房期の加算を廃止し、地区内外の住民共に一律の料金とする利用料金承認申請書の提出がなされ、同日付で承認を行いました。

なお、岡山市コミュニティハウス条例の一部改正を令和8年6月定例会市議会に提案しております。

岡山市監査委員公表第16号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年7月2日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡環施第123号

令和8年6月9日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和8年1, 2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和8年1月、2月実施分）

環境施設課

指摘事項

○ 収入事務について

令和7年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、事業系ごみ処理手数料において72万円余（収納率54.4%）認められました。

今後とも、この解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

令和7年度滞納繰越分の収入未済額は、令和8年3月31日現在、70万円余（収納率56.0%）となっています。

対象2者のうち1者については、定期監査実施時において既に岡山市債権管理条例に基づく徴収停止を行っており、その後状況に変わりはありません。

残る1者については、分割納付の履行指導により収入未済額は2万円余減少しています。引き続き令和8年度以降についても分割納付の履行確認及び指導を行って滞納解消に努めます。

（参考）

（令和7年11月30日現在）

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
事業系ごみ処理手数料 （滞納繰越分）	円 1,594,510	円 867,380	円 727,130	% 54.4

（令和8年3月31日現在）

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
事業系ごみ処理手数料 （滞納繰越分）	円 1,594,510	円 892,380	円 702,130	% 56.0